

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月19日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第10号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

常勤職員の表中

「

職名	補職名
京都市立学校長	京都市立〇〇学校長
	京都市立〇〇幼稚園長
	京都市立〇〇高等学校副校長

」

を

「

職名	補職名
京都市立学校長	京都市立〇〇学校長
	京都市立〇〇幼稚園長
	京都市立〇〇高等学校准校長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会総務部教職員人事課)